見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

令和5年6月8日

全国健康保険協会徳島支部 支部長 品川 晴旨

1 調達内容

(1) 調達件名

産業廃棄物(廃プラスチック類)の収集運搬及び廃棄処理業務委託 予定数量 305 kg

(2) 調達案件の仕様等

仕様書等による(3) 契約期間

契約日から令和5年8月31日(木)

(4) 受け渡し場所 仕様書による

(5) 見積方法

単価にて見積競争に付する。

(当該業務遂行に係る一切の諸経費を含めた廃棄物 1 k g あたりの単価を記載すること) 対象業者の決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって決定価格とするので、 見積競争に参加を希望する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額 (税抜額) を見積書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)で資格の有効期間が「令和04年度から令和06年度まで」であり、資格の種類、等級及び営業品目が「役務の提供等(建物管理等各種保守管理、その他のいずれか1つ)」でA、B、C又はD等級以上に格付けされ、競争参加地域が「四国」の地域について有効である競争参加資格を有するものであること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあっては、直近1年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあっては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。

- (7) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (9) プライバシーマーク取得事業者、又は ISO/IEC27001 若しくは JISQ27001 のいずれかの 認証を取得している事業者、又は就業規則等に個人情報保護の取扱規程等があり、それを 証明する書類の写しを提出できる者であること。
- (10) 産業廃棄物の収集運搬に関して、積込み場所と荷下ろし場所を管轄するそれぞれの都道 府県知事等の許可を受け、廃プラスチック類の収集運搬が事業範囲に含まれている事業者 であること。
- (11) 産業廃棄物の処分に関して、処分施設のある場所を管轄する都道府県知事等の許可を受け、廃プラスチック類の処分が事業範囲に含まれている事業者であること。
- (12) 処理施設が徳島市近郊であること。
- (13) 今回処理を委託する相当量以上の廃プラスチック類を運搬及び処分の当日に処理することが可能であること。
- 3 仕様書に対する質問の受付及び回答 質問は、下記によりFAXにて受け付ける。
 - (1) 受付先

全国健康保険協会徳島支部 企画総務グループ 西田 電話 088-602-0251 FAX 088-602-0717

(2) 受付期限

令和5年6月15日(木)午前11:00まで

(3)回答期限

令和5年6月16日(金)午後5:00までに回答する。

- 4 見積書等の提出場所等
 - (1) 見積書等提出場所及び見積説明書等の配付場所 〒770-8541 徳島市八百屋町 2-11 ニッセイ徳島ビル7階 全国健康保険協会徳島支部 企画総務グループ 尾崎 電話 088-602-0251
 - (2) 見積書・添付書類の提出方法及び提出期限 提出方法 郵送または持参による 期 限 令和5年6月22日(木) 午後3時まで(必着) ※郵送の場合、簡易書留にて郵送のうえ上記日時までに必着とする。
 - (3) 添付書類
 - ①2(2)に示す資格審査結果通知書の写し
 - ②2(6)に示す未納等がないことを確認できるもの(様式1)
 - ③全国健康保険協会在籍者の再就職に関する調書(様式2)
 - ④暴力団等排除の誓約書(様式3)

- ⑤総括管理責任者及び部署管理者承認申請書(様式4)
- ⑥2の(9)を証明するものの写し
- ⑦2の(10)(11)に示す許可を得ていることが確認できる書類の写し

5 見積書の無効等

- (1) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し代表者印を押印すること。記載漏れ、押印漏れ及び判読できないものは無効とする。
- (2) 2で示した競争参加資格のない者の見積書は無効とする。
- (3) 見積提出後の見積書の差替え、変更または取消しをすることはできない。

6 落札者の決定方法

- (1) 見積書を期限までに提出した者のうち、最低価格をもって見積書を提出した者を落札者とする。
- (2) 落札者には、令和5年6月23日(金) までに電話にて連絡することとする。
- (3) 最低価格かつ同価格の見積書を提出したものが2人以上あるときは、別途電話にて連絡する全国健康保険協会徳島支部長の指定する日に全国健康保険協会徳島支部にて当該見積者にくじを引かせて落札者を決定することとする。ただし、当該見積をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない全国健康保険協会徳島支部職員にくじを引かせるものとする。

7 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 手続きにおける交渉の有無 無
- (5) 詳細は見積説明書による。

以上公告する。

【参考】

全国健康保険協会会計細則(抜粋)

(競争に参加させることができない者)

- 第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。
 - (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
 - (2) 破産者で復権を得ない者。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号 に掲げる者

(競争に参加させないことができる者)

- 第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実が あった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。
 - (1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物品の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者。
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者。
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者。
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者。
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に 参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人とし て使用した者。
 - 2. 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
 - 3. 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別の定めるところによる。